

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
第1 福祉局		
1 地域包括ケアシステムの全体像		
〔意見1〕地域包括ケアシステムの制度設計に内在する縦割り構造の是正及び重層的支援体制整備の必要性 市は、複雑、複合的な課題を抱える市民に対し、属性を問わず包括的かつ継続的な支援を行うための横断的な体制を構築すべきである。	本市では、地域福祉ネットワークの配置やくらし支援窓口の設置などを通じて、円滑な多機関連携・分野横断的な支援体制の確保に向けた取り組みを進めている。 本市としては、引き続き現在の取り組みの充実を図りつつ、国の制度見直しの検討状況を踏まえながら、重層的支援体制整備事業の実施についても検討していく。 （福祉局）	措置方針
2 認知症神戸モデル		
〔意見2〕認知症神戸モデルの持続可能性及び効果検証の必要性 市は、令和10年度以降の持続的な運用のためには、これまでの成果と費用対効果を検証して市民の理解を得つつ、財源確保に努めるべきである。	歳出及び歳入の状況を慎重に見定めながら、経済性、効率性の観点も含めて有意義な検証方法を検討した上で、受診券一斉送付の効果検証をするなど、認知症神戸モデルの効果検証を行う。 （福祉局）	措置方針
〔意見3〕認知症神戸モデル診断助成制度の制度設計及び運用の見直し 市は、診断助成制度の積極的な利用を促進するため、制度内容を随時見直すべきである。	受診が必要な高齢者や診断後の支援が必要な高齢者に対しては、認知症初期集中支援チームやあんしんすこやかセンター、民生委員などの関係機関の連携により対応している。診断後支援については医療機関でも案内している。 より支援につながるようマニュアルの見直しなどを行い、さらに周知や支援の充実を図る。 （福祉局）	措置方針
〔意見4〕認知症事故救済制度の制度設計及び運用の見直し 市は、認知症事故救済制度の拡充、推奨を進め、賠償責任保険の請求手続きの支援スキームを検討するべきである。	賠償責任保険への加入については医療機関で案内している。保険請求については、コールセンターで対応している。 より利用につながるよう配布物やマニュアルの見直しなどを行う。 （福祉局）	措置方針
〔意見5〕認知症神戸モデルの周知、広報の見直し 市は、認知症神戸モデルの周知、広報にかかる効果検証を実施し、その結果を踏まえて周知、広報のあり方を再検討するべきである。	認知症神戸モデルの周知、広報の効果検証を行い、事故救済制度の広報や関係機関への周知など必要な方の制度利用につながる周知、広報に努めていく。 （福祉局）	措置方針
3 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）		

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔意見6〕 あんしんすこやかセンター運営業務委託に係る適切な契約形式の選択 市は、あんしんすこやかセンター運営業務委託契約について、債務負担行為を前提とした適切な契約形式（複数年契約）を選択すべきである。	令和8年度より債務負担行為を設定済みであり、次期公募期間から複数年契約を締結することとする。公募型プロポーザルによる委託先決定方式をとるため、契約金額に変動が生じる場合には変更契約等、別途対応を行う。 （福祉局）	措置方針
〔意見7〕 あんしんすこやかセンター運営事業者提出に係る月報の有効活用 市は、あんしんすこやかセンター運営事業者から提出される月別実績報告書に係る統計情報の分析を行い、同事業の適切な運用の確保のために有効活用すべきである。	令和8年度から、月報件数において、地域特性を考慮してもなおセンター間で不均衡が見られるものについては、その原因を分析し、センターへ指導・助言を行う。苦情についても、苦情対象や状況などが様々であるが、情報共有がセンター業務の改善に有用と思われるものについては情報共有を行うものとする。 （福祉局）	措置方針
〔意見8〕 介護保険法に基づく地域ケア会議としてのケース会議の開催 市は、あんしんすこやかセンターが多機関を参集する地域ケア個別会議を行う際は、積極的に介護保険法に基づく地域ケア会議として実施できるよう、地域ケア会議開催にあたって必要とされる手続の負担軽減を検討するとともに、「あんしんすこやかセンター地域ケア会議運営マニュアル」を見直す方向で適宜の運用改善を図るべきである。	地域ケア会議の開催にあたり必要な企画書や個人情報の取り扱いについては、令和8年度に地域ケア会議運営マニュアルを見直すことにより、地域ケア会議開催にかかる事務手続きの軽減を図る。 （福祉局）	措置方針
〔意見9〕 多機関連携における個人情報の取扱いの整理と周知 市は、令和5年改正個人情報保護法に準拠した適切な個人情報の共有の在り方について整理し、地域ケア会議を主催するあんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会をはじめとする関係機関に対し、研修等を実施、周知するべきである。	改正個人情報保護法に準拠した、地域ケア会議での個人情報共有のあり方を整理の上、地域ケア会議運営マニュアルを更新し、関係機関に対し周知を図る。 （福祉局）	措置方針
〔意見10〕 あんしんすこやかセンターを起点とする多職種連携の実施 市は、複合多問題を内包する困難事例につき、あんしんすこやかセンターを支援のハブとしてさらに積極的な多職種連携による解決を促進するよう、あんしんすこやかセンターの評価基準の見直しや、庁内外の関係機関と顔の見える関係性作りの促進などの仕組みを整えるべきである。	あんしんすこやかセンター運営評価基準について、令和7年度評価基準から、「家族に支援が必要な家族介護者に対してもアセスメント結果に基づくニーズ把握や支援を行うこと」と、「高齢者福祉分野以外の関係機関等と分野を横断したネットワークの形成に努めること」を追加した。 評価基準の変更について、センター説明会で周知し、多職種連携の仕組みづくりに取り組んだ。 （福祉局）	措置済

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
4 「コウベdeカイゴ」のわかりやすい情報発信 〔意見11〕「コウベdeカイゴ」広報事業の適切な効果測定の実施 市は、「コウベdeカイゴ」広報事業について、事業の趣旨、目的に照らした適切な効果測定を実施するべきである。	令和8年5月に、市内介護職員（就職後3年以内）を対象に、「コウベdeカイゴ」広報事業が就職に繋がったか等を含めたアンケート調査を行い、効果測定を実施する。 （福祉局）	措置方針
5 潜在介護士再就職支援事業 〔意見12〕潜在介護士再就職支援事業の適切な効果測定の実施 市は、潜在介護士再就職支援事業について、就職未決定者に着眼した効果測定を実施するべきである。	就職未決定者に対する効果測定の方法について、共同実施している兵庫県と協議を行う。 （福祉局）	措置方針
6 外国人介護人材の日本語学習等支援事業 〔意見13〕外国人介護人材の日本語学習等支援事業の適切な検証の実施 市は、外国人介護人材の日本語学習等支援事業について、県の類似事業の内容も踏まえた事業の必要性や効果の検証を実施した上で、今後の方針を検討するべきである。	外国人介護人材は、「技能実習」より「特定技能」に移行している現状である。県の類似事業の補助対象外である「技能実習1，2年目」へのニーズは少なく、検討の結果、令和8年度事業廃止することとした。 （福祉局）	措置済
7 神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト 〔意見14〕神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクトの事業内容の見直しの実施 市は、神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクトについて、実際に機器等の導入につながるよう事業内容の見直しを行うべきである。	「神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト」では、令和8年度の新たな取組として、機器等の導入を検討している施設を対象に、課題整理から導入にいたるまでの支援を行う伴走支援を実施する。伴走支援によって、介護事業者への介護テクノロジーの導入を促進し、実際の機器導入に繋がるよう取り組む。 （福祉局）	措置済
8 認知症初期集中支援事業 〔意見15〕オレンジダイヤル事業の廃止ないし見直し 市は、オレンジダイヤル事業の廃止を検討するべきである。	市民の相談のニーズに対応できる体制の確保に留意しながら、オレンジダイヤルの廃止も含め、相談窓口のあり方を検討していく。 （福祉局）	措置方針
9 民生委員 〔意見16〕民生委員の推薦団体の裾野拡大 市は、民生委員の定数を確保するため、推薦団体のさらなる多様化、拡充を図ることにより、人材を確保する体制を整備するべきである。	民生委員・児童委員の推薦にあたっては国が示す選任要件に基づき行っているが、従来から推薦元を既存団体に限定することはしておらず、広く地域の中から適任者を推薦できる体制を設けていると	他の方法で対応

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	ころである。 広報紙やポスター、ラジオ放送、地域へ出向いての説明等で委員を募る取り組みを行っており、引き続き人材確保体制の充実に取り組む。 （福祉局）	
〔意見17〕 民生委員の情報共有ルールの特明確化 市は、民生委員が収集した情報について、関係機関との共有や連携について明確なルールを定めることを検討すべきである。	高齢者見守り調査事業の見直しと合わせ、民生委員・児童委員の意見も丁寧に聴きながら、情報共有や連携の考え方を示していく。 （福祉局）	措置方針
〔意見18〕 民生委員活動のさらなる広報周知の必要性 市は、民生委員の認知度を向上させるためにさらに周知、広報を行い、活動しやすい環境整備を図るべきである。	神戸市民生委員児童委委員協議会と連携し、広報紙やポスター、ラジオ放送、地域へ出向いての説明等を行っている。引き続き、民生委員・児童委員活動の周知や活動の魅力発信に取り組む。 （福祉局）	措置方針
〔意見19〕 民生委員活動にかかるDX化の進め方 市は、民生委員・児童委員業務のDX化を進めるに際しては、民生委員の代表のみならず、個別の民生委員の意見を事前にアンケート等により聴取し理解を求めながら、適切かつ相当な範囲及びスピード感で環境整備を進めるべきである。	全ての民生委員を対象にした操作研修を開催し、導入目的の説明やアンケート聴取を行う。利用の拡大に向けて定期的なモニタリングを実施し、結果を民生委員・児童委員にフィードバックし、活用方法を委員と協議していくとともに、苦手な方にも少しずつ慣れてもらうための支援をしていく。 （福祉局）	措置方針
〔意見20〕 民生委員活動に係る実費相当額の支給について 市は、民生委員活動に係る実費相当額の支給については、民生委員法第10条の趣旨を踏まえ、実費弁償であることを明確にするべきである。	民生委員・児童委員に対して、民生委員・児童委員活動費（神戸市の独自上乗せ分を含む）が報酬ではなく実費弁償であることを明確に伝えけるとともに、支給額の妥当性についても民生委員・児童委員に負担を与えない形での検証を行っていく。 （福祉局）	措置方針
10 高齢者見守り調査事業		
〔意見21〕 高齢者見守り調査事業の見直し 市は、現在の調査方法を見直し、郵送による調査事業廃止も視野に入れた見守り活動全体としての合理化を図るべきである。	令和7年度実施した調査のあり方ワーキングで出た意見を基に、本事業および民生委員・児童委員が行う見守り活動のあり方について、民生委員・児童委員および市社協とともに、調査対象年齢の引き上げ等、具体的な方針を議論し、検討していく。 （福祉局）	措置方針

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
1 1 成年後見制度の利用促進と関連事業の横断的視点からの見直し		
〔指摘事項1〕成年後見制度に係る市長申立の適切な運用の実施 市は、成年後見制度について、市長申立の対象を原則として後見人に限定している現行の運用を改め、適宜保佐人及び補助人も対象とするべきであり、かかる運用変更を踏まえたマニュアルの改訂や人的体制整備も行うべきである。	保佐及び補助相当の事案も必要性が認められる場合には市長申立が可能であることが伝わるよう、令和8年2月4日、マニュアルを改訂し、虐待案件等の緊急対応が必要な場合の例示を追記した。 また、人的体制整備は、本人の意思決定支援を重視した令和8年度予定の民法等（成年後見等関係）の改正の動向を踏まえ、検討する。 （福祉局）	措置方針
〔意見22〕市長申立に至らない者への総合的な施策の実施 市は、後見等開始の審判の市長申立に至らないと判断された場合の対象者の支援について、日常生活自立支援事業の活用のほか、事案に応じた職種の専門家による適切な支援への橋渡しについても上記マニュアルに盛り込むなど、対象者の支援として十分と考えられる総合的な施策を検討するべきである。	市長申立事務マニュアルは、市長申立に関する事務処理の手続きの流れを理解し、適切に実施することを目的としたものである。 そのため、総合的な福祉施策の実施においては、神戸市成年後見支援センターをはじめ、区役所、くらし支援窓口、高齢者・障害者・精神保健福祉・医療介護の各種センター等の相談窓口において、適切な案内・連携ができるツールや研修を検討する。 また、神戸市成年後見支援センター作成のパンフレットにおいて、相談先の専門職特性に合わせた案内が十分でない点については、市民にとってわかりやすい内容になるよう見直しを行う。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	措置方針
〔意見23〕福祉施策における横断的観点からの見直しの実施 市及び市社協は、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業等の福祉施策について、横断的観点から現行実務の見直しを実施するべきである。	福祉施策における横断的観点からの見直しは、案件に応じて常に実施している。 そのうえで、日常生活自立支援事業、成年後見制度や関連事業・制度については、監査意見を踏まえて令和8年2月に見直した内容や要点を会議や職員研修で周知するとともに、今後も引き続き横断的観点から検討を加えるよう改めて確認した。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	措置済
1 2 監査指導部		
〔意見24〕監査指導後の適切なモニタリング実施 市は、監査指導後、指導内容が確実に改善され、一定期間経過後も維持されているか、改善計画、再発防	養介護施設等における虐待の再発防止のため、市の改善指導により、施設等が改善計画に基づき取	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
止策が奏功しているかを確認するべきである。	り組んだ状況や効果などに関して、モニタリングを指摘後から開始した。 モニタリングは、改善計画後1年以内に少なくとも1回行う。 （福祉局）	
13 住宅改修助成事業		
〔意見25〕助成対象要件の再検討 市は、改修助成事業の対象について、対象者（世帯）の収入状況だけでなく、財産所有状況を要件に加えることを検討するべきである。	財産所有状況を対象要件に加えるにあたっては、調査権限がなく申告によらざるを得ないため、公平性や正確性などの課題がある。他事業の動きも注視しながら、対象要件のあり方について検討を行う。本事業は県の制度に基づいて行っており、引き続き県と協議を行っていく。 （福祉局）	措置方針
14 つどいの場支援事業補助金		
〔意見26〕補助金に係る事業の実施状況のさらなる確認 市は、要綱に記載されている履行確認書類は各回分について全て提出を求めるべきである。ただし、かかる運用が実務上の困難を伴うのであれば、整備させている帳簿類について、補助金受給団体のサンプリング調査を実施し、正しく実績報告がなされているかを検証するべきである。	介護予防のためのつどいの場の拡充は重要であると考えているため、運営団体にとってより使いやすく、事務負担の少ない制度を検討するとともに、実績報告の方法についても検討していく。 （福祉局）	措置方針
〔指摘事項2〕収支決算見込書の様式の改善 市は、収支決算見込書の様式において収入の部の合計金額（＝補助金＋参加料）と支出の部の合計金額（＝補助対象経費＋補助対象外経費）を一致させる運用を改め、補助対象外経費について発生した実額を記載させるように改めるべきである。	〔意見26〕の措置状況と同様に、様式についても検討していく。 （福祉局）	措置方針
〔意見27〕補助金効果の測定 市は、補助金の歳出額に見合った効果があるかを検証する必要があるところ、つどいの場支援事業補助金支給による効果の検証が実務的に困難を伴うと考えられるとしても、なんらかの検証は必要である。どうしても検証ができないというのであれば、同補助金の廃止も検討し、その代わりにつどいの場に係わる団体の育成に係わる仕組みづくり及び良好な運用の促進により注力するべきである。	効果検証については、今後どのような方法が取れるか検討していく。 （福祉局）	措置方針
15 神戸市社会福祉協議会社会福祉推進事業補助金		
〔意見28〕人件費補助から事業補助、委託契約への見直し 市は、市社協に対して交付している人件費に係わる補助金について、市社協が実施する各事業に対する補助金または委託料として、あらためて各事業の	市社協の管理部門の人件費を各事業補助金または委託料へ適正に計上するにあたり、対象となる事業や影響額等を精査し、各事業所管部局とも調整の上、適正な実施	措置方針

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
予算、実行額のなかで検証を行う必要がある。	方法を検討していく。 (福祉局)	
16 補助金関連事業の横断的観点からの検証・整理		
〔意見29〕補助金関連事業の横断的観点からの検証・整理 市は、つどいの場支援事業補助金をはじめとする福祉関連補助金について、全市的な観点から目的や支出の重複の検証を行い、必要に応じて検証結果に基づく統廃合や調整を図るなど、横断的観点から検証・整理するべきである。	各補助金の目的や性質はそれぞれ異なるものの、福祉関連補助金の考え方の整理について、関係部局と連携し検討していく。 (福祉局)	措置方針
第2 健康局		
1 ACP（人生会議）		
〔意見30〕アンケートの外部委託の必要性についての検討 市は、複雑ではないアンケートについては、外部業者への委託が必要か慎重に検討するべきである。少なくとも、今後、ACPの研修に関して、令和5年度、令和6年度と同内容のアンケートを実施するのであれば、委託を廃止し、市自身でアンケートを実施するべきであるし、内容を変更するのであればアンケート結果をどのように利用するのかあらためて市として詰めたうえで、利用方法、目的に応じた内容への変更を検討し、あらたに費用をかけて委託する意義が本当にあるのか検証、協議したうえで委託の可否を判断するべきである。	令和7年度の研修会より、新たに費用をかけて別の委託業者にアンケート業務を委託するのではなく、設問は市が作成したうえで、集計等を研修運営の委託業者の業務の一つに組み込んで実施した。 (健康局)	措置済
〔意見31〕ACPの認知向上 市は、ACPの認知向上に努めるとともに、広報のターゲットや方法、内容について改善するべきである。	令和7年度から歯周病検診やオーラルフレイルチェックのクーポン券の送付時にパンフレットを同封するなど、人生会議（ACP）への関心が高い世代への広報を強化している。 また、福祉局と連携し、令和7年10月に開設された終活相談窓口において、必要に応じて窓口相談員から人生会議（ACP）の案内も行うようにした。 さらに、人生会議の必要性や話し始めるきっかけを分かりやすく伝えるため、市公式noteを活用した新たな情報発信に取り組むなど、様々な広報手段を用いて、今後も人生会議（ACP）の認知向上に努めていく。 (健康局)	措置済
2 医療介護サポートセンター		
〔意見32〕委託料精算の公平性 市は、医療介護サポートセンター事業について、受	契約額を超過する支出が生じた場合は、委託契約約款第38条（契	他の方法で対応

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
託者に責がないにもかかわらず損失が生じた場合には、対応を協議する等の条項を設けることも検討するべきである。	約の変更）により対応していく。 (健康局)	
〔指摘事項3〕現に支出した費目に基づく精算報告市は、医療介護サポートセンター事業の精算報告書の提出を受けるに際し、恣意的な費目計上をすることがないように指導するべきである。	医療介護サポートセンター事業の精算報告に関し、費目ごとの予算額を超過した場合でも他費目へ計上せずに本来の費目で計上するよう受託者へ指導を行った。精算報告の提出があった場合には、指導内容どおり適切に対応できているかチェックリストに基づき、確認していく。 (健康局)	措置済
〔意見33〕医療介護資源検索システムでの情報共有市（健康局及び福祉局）は、あんしんすこやかセンター等、医療介護資源検索システムの利用を必要とする関係者が早期に同システムを活用できるよう尽力するべきである。	医療介護情報検索システムの閲覧・利用者の範囲の拡大について、神戸市医師会と協議を進め、医療介護関係者間の情報共有の促進に繋げられるよう、検討していく。 (健康局・福祉局)	措置方針
〔意見34〕医療と介護の連携市（健康局及び福祉局）は、医療機関と介護関係機関が相互にさらに円滑な連携体制をとれるようにするため、まずは個々の現場での連携に問題が生じた事象の事例の洗い出し作業を行い、問題のある場面に応じた適切な医療に繋げるための構造的な連携システム構築のための官民連携（医師、介護職、あんしんすこやかセンターの職員、医療介護サポートセンターの職員、問題の場面に応じて弁護士、社会福祉士等の各種専門職等も選定するべきである）のプロジェクトチームを立ち上げ、医療介護の連携のための抜本的、構造的な改革、改善を行うべきである。	医療介護サポートセンターでは多職種が参画している課題抽出会議を行っており、地域の在宅医療・介護連携における個々の問題事案の洗い出し等を行っている。当該会議における議論がより効果的に進められるよう、引き続き内容の充実を図っていく。 また、地域包括ケアシステムの充実のためには、官民関係者間の密な連携が重要であり、日頃より健康局と福祉局が連携しながら、地域包括ケア推進部会（神戸市医師会、神戸市ケアマネージャー連絡会、地域包括支援センター支援委員会等の団体の代表者等が参画）の場を活用し、課題の改善策の協議を行っていく。 (健康局・福祉局)	措置方針
3 各区との情報共有		
〔意見35〕文書化による情報共有市（健康局及び福祉局）は、各区にある課題について、文書化して抽出、整理すると共に、その結果に基づく具体的施策を、優先順位をつけて検討するべきである。	各区における課題については、医療介護サポートセンター等で議論・抽出を行い、その結果を踏まえて活動計画の策定や研修等の取組も行っている。先行して課題の文書化等を実施している区の事例を他区にも共有し、全市的な展開につなげる。 (健康局・福祉局)	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
第3 建築住宅局		
1 バリアフリー住宅改修補助事業		
〔意見36〕バリアフリー住宅改修補助事業廃止の影響と代替策の検証 市は、バリアフリー住宅改修補助事業の廃止が「要介護認定を受けていない65歳以上の低所得者層」の介護予防に及ぼす潜在的な影響を検証し、その影響を緩和するため、費用負担を直接軽減する市独自の支援策を検討するべきである。	高齢者が自分らしく自立して地域で暮らすことができるよう、福祉局と連携し、全庁的な高齢者施策の中で、住環境を含めた包括的な状況を把握している。 なお、要介護認定を受けている高齢者を対象とした住宅改修助成事業は継続しており、認定を受けていない高齢者に対しても、国の補助制度や住まいに関するアドバイス等のソフト支援により対応している。 （建築住宅局）	他の方法で対応
2 神戸市すまいの安心支援センター（愛称：すまいるネット）		
〔意見37〕高齢者入居後のトラブルに対する専用相談窓口の不在と横の連携 市（建築住宅局及び福祉局）は、すまいるネットを通じて民間賃貸住宅に入居した高齢者、特に身寄りのない単身者や支援を要する立場にある市民を対象とした、入居後のトラブル等に関して解決まで専門的に伴走する専用の相談窓口を設置するべきである。	既存組織間の連携強化による対応がより実効的であると考ええる。建築住宅局と福祉局（あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会など）、また居住支援法人との連携をさらに密にし、必要な支援を継続的に受けられる実質的な伴走体制を構築している。 （建築住宅局） 「すまいるネット」が居住相談の入口を担い、入居後の心身・生活の状況の変化に応じた必要な福祉サービス等の相談については、「あんしんすこやかセンター」や「社会福祉協議会」が、福祉の専門性を活かして対応している。 （福祉局）	他の方法で対応
〔意見38〕高リスク高齢者の入居障壁への多角的対応 市（建築住宅局及び福祉局）は、家賃債務保証料等補助制度における保険料補助や片付け支援サービス事業者の名簿公開といった間接的な支援に留まらず、真に支援を必要とする高リスク高齢者（緊急連絡先や保証人がいない、障害がある者など）の入居促進と、入居後の生活安定を確保するため、福祉局等を含む関係機関との連携を強化し、①民間賃貸マンション、アパートにおいては居住支援協議会だけでなく、福祉局や市社協とも協議を行ったうえで賃貸人側による単身高齢者の見守り活動の奨励、推進、補助の検討、②保証人不在問題の解消、③任意後見契約の推奨	民間賃貸住宅における単身高齢者の見守り活動は、民生委員や友愛訪問ボランティア、居住支援法人等により実施しているところである。一方で賃貸人側による見守り活動を奨励することは、入居者のプライバシー保護や、賃貸人（大家・管理会社）の業務負担の観点から、一律に強制することは困難と考える。 また、大家相談窓口等において、ICT 見守り機器の導入事例の紹介や、賃貸人が直接家賃を徴収しコ	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
や賃貸契約への死後事務委任契約の盛り込みといった生前や死後処理の確実な担保の制度設計など、高リスク高齢者の入居促進と生活の安定確保に向けた具体的な施策を進めるべきである。	コミュニケーションを図る事例紹介を行うなどの支援に引き続き取り組む。 身寄りがないことによる保証人不在事例への対応は、家賃債務保証制度や居住支援法人との連携などについて、大家向けセミナー等を通じて「大家の理解促進」に引き続き取り組む。 入居者の孤独死や残置物処理に対する賃貸人の不安を解消するため、国土交通省が示している「残置物の処理等に関するモデル契約条項」の普及・活用を促進する。任意後見制度や死後事務委任契約の活用については、福祉局と連携した居住支援セミナー等での周知を強化する。 （建築住宅局・福祉局）	他の方法で対応 措置済
3 居住サポート住宅 〔指摘事項4〕住宅セーフティネット法改正に伴う「居住サポート住宅」導入への区役所連携準備の遅延 住宅セーフティネット法改正による「居住サポート住宅」制度導入について、建築住宅局及び福祉局は、速やかに相互に連携して、区役所レベルまで踏み込んだ連携の仕組みを直ちに確立し、認定業務におけるあんしんすこやかセンターの具体的役割（見守りや福祉サービスへのつながりを含む）を明確化すべきである。	監査時点では、国からの具体的基準等が未通知であったが、令和7年9月に居住サポート住宅認定に係る要綱及び業務フローを作成し、ホームページにおいても各所管の問合せ先を掲載することで、福祉局と相互連携の体制の構築を行った。 （建築住宅局） 認定に際しては、住宅確保要配慮者のニーズに応じた「安否確認」・「訪問等による見守り」・「適切な福祉サービスへのつながり」の3要素を満たすことを関係部局と連携し審査する体制を令和7年8月に構築した。また、区役所との連携に関して、居住サポート住宅制度の概要等について、令和7年7月の本庁と区役所の担当係長会議において情報提供済みであるが、新たな認定がなされた際には速やかな情報共有を行うなど、引き続き区との連携を行う。 なお、入居後の心身・生活の状況の変化に応じた必要な福祉サービ	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	ス等の相談については、あんしんすこやかセンターが対応する。 （福祉局）	
第4 経済観光局		
1 職住近接を望む高齢者の働く場創出事業（シニア・ワークスペース事業）		
〔意見39〕 補助事業の自立性確保に向けた収支モニタリングの強化 市は、補助金交付要綱の趣旨である事業の自立的運営を確保するため、補助事業者に対し、補助対象事業の範囲を超えた事業全体（特にシニア・ワークスペースの収益事業に直結する受託業務全体）の収支状況を示す資料を、事業者が自己負担額を計上しているか否かにかかわらず、継続的に提出させるべきであり、補助金交付要綱にもその旨明記することを検討するべきである。その上で、事業採算性に関する明確な政策判断基準（例えば、補助終了後の自立運営に繋がる収支比率の目標値）を設定し、その基準に基づいたモニタリングを強化するべきである。	事業者から、過去2か年（令和5年度・令和6年度）に遡って事業全体の収支状況を示す資料の提出を受け、収支状況が良化傾向で推移していることを確認した。また、令和7年度分についても、事業完了後に提出を受けることとしている。 なお、当該補助事業は令和7年度末で廃止したため、要綱改正等については対応の必要がなくなった。 （経済観光局）	他の方法で対応
〔意見40〕 補助事業者の選定における競争性の確保 市は、シニア・ワークスペース事業の公正性及び長期的な自立運営の実現を確保するため、次期事業者公募においては、補助事業者選定プロセスにおける潜在的な参入障壁を分析、特定した上で、例えば、公募期間の延長、事業説明会の積極的な周知、事業者の実績評価基準を再検討するなど、より多くの事業者の参加を促して競争性を確保する具体的対応策を策定し、実行するべきである。	当該補助事業は令和7年度末で廃止したため、次期事業公募に向けた対応の必要はなくなった。 （経済観光局）	他の方法で対応
〔意見41〕 補助事業を介した市業務発注における競争性の確保 市は、事業者が自立運営の柱とするシニア・ワークスペース向けの業務発注（紙申請書のデータ化、発送業務その他定型業務等）に関して、当該事業者が持つ市の総務事務センターを一手に引き受けている実績が、補助事業を介した市からの業務受注において、他の競争相手に対して不当な優位性がないか、定期的な競争性及び公平性を検証するとともに、一般競争入札の原則を厳格に適用するべきである。	当該補助事業は令和7年度末で廃止したため、定期的な検証等の必要はなくなった。 （経済観光局）	他の方法で対応
2 シニアキャリア相談・就労支援事業		
〔意見42〕 高齢者の就業ニーズと開拓求人との職種ミスマッチの構造的課題 市は、高齢者のこれまでの職歴やスキルを活かしたいという高い希望と、介護、警備、清掃などの人手不足職種に求人が集中する現状の構造的ミスマッチを解消するため、またAI技術の進展による事務系職種の減少（リプレース）リスクに鑑み、企業側に対するシニア人材の活用メリットの啓蒙に加え、例えば、上限年齢を含む就業規則の柔軟化と週3～4日勤	令和7年度からは、市内企業とのネットワーク等を有する公益財団法人こうべ産業・就労支援財団が実施主体となり、市内企業に対し、個社訪問やHP等を通じたシニア人材の活用メリットの啓発・成功事例の発信を行うとともに、令和8年2月には多様な働き方に関するセミナーを開催しており、	措置済

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
務などの多様な働き方の導入を具体的に促すべきである。 また、同時に、高齢者自身に対しては、労働市場の変化やA I時代の現実を理解させたいと、未経験職種への適応を促すキャリア転換支援とリスクリングを強化すべきである。	今後も継続した取り組みを進める。 シニア層のリスクリング等については、国において、既に職業訓練や給付制度など幅広い取組みがなされているところであり、本市としては、そうした制度の周知・活用促進を図っていく。 （経済観光局）	
〔意見43〕シニア就労支援事業における詳細データの積極的な政策活用 市は、シニア就労支援事業を通じて得られた貴重な詳細データ（属性、相談内容、就職決定理由、年収変化など）について、個人情報を適切に匿名化した上で、市の重要な政策データとして長期的に保管、分析し、将来の高齢者雇用戦略及びA I時代への適応策の検討に積極的に活用すべきである。	令和7年度においては、事業を通じて得られた求職者の属性や就職状況等のデータについて、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団が事業者から提出を受けることとしている。 今後、同財団においてデータの分析を行うとともに、本市としても同財団から適切にデータの提供を受け、施策立案に活用していく。 （経済観光局）	措置方針
〔意見44〕地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた局間連携の欠如 シニア就業支援事業が、高齢者の「生きがい」の創出や「認知症予防」といった福祉的、健康的な複合的な目的を持つことを踏まえ、経済観光局及び福祉局は速やかに健康局等の関係部局との情報共有及び施策協議を行うための恒常的な連携体制を構築すべきである。 また、その連携体制に基づき、本事業による健康寿命の延伸や要介護、要支援状態の予防に資する福祉的な政策効果を定量的に評価するための指標を設定すべきである。	本市としても、シニア層が就労し社会の担い手として活躍すること、健康寿命の延伸に資するとともに、人口減少社会における社会基盤の維持にも寄与すると認識している。 一方で、シニア雇用に積極的でない企業も依然として存在していることから、本市としては、あくまで現時点における当事業の最優先事項は、企業へのシニア雇用の啓発・理解促進およびシニア就職者の増加を図ることだと考えている。 適宜、健康局等の関係部局と情報共有を行うとともに、連携体制等についても協議していく。 （経済観光局・福祉局）	措置方針
第5 地域協働局		
1 K O B Eシニア元気ポイント事業		
〔意見45〕ポイント事業の過去の委託費の適正性の検証と競争性確保 市は、過去に高水準で推移した委託費の適正性について、業務量維持の根拠と成果の検証を詳細に行い、その結果を踏まえて、今後の事業委託においてはシステム関連業務を含めた全面的な競争入札（または競争性の高いプロポーザル方式）の導入を検討す	令和7年度から、委託費の適正化を図る観点で業務内容を精査し、これまで一括の業務としていた「システム運用保守」と「活用支援」を2つの事業として分けたうえで、「活用支援業務」についてはプロポーザル方式により事業者を	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
るべきである。	選定した。 「システム運用保守業務」については、今後、本事業の在り方を検討するなかで、競争性をどのように確保していくかについて引き続き検討を進める。 （地域協働局）	
〔意見46〕委託事業の随意契約とベンダーロックインのリスク 市は、本事業の将来的な低コスト、低リスク、汎用性の高いシステムへの移行を目指し、現行のシステム仕様の公開や技術移転を促進するための具体的な措置を講じるべきである。	令和7年度から、委託費の適正化を図る観点で業務内容を精査し、これまで一括の業務としていた「システム運用保守」と「活用支援」を2つの事業として分けたうえで、「活用支援業務」についてはプロポーザル方式により事業者を選定した。 「システム運用保守業務」については、今後、本事業の在り方を検討するなかで、具体的な措置についても検討を行う。 （地域協働局）	措置方針
〔意見47〕システム引継ぎ時の責任体制の明確化とマニュアルの作成 市は、K O B Eシニア元気ポイント事業の委託契約における契約期間終了後1年間の無償引継ぎ対応の実効性と確実性を高めるため、引継ぎ業務を統括する具体的な責任者について、単に業務責任者届を徴求するにとどまらず、引継ぎ業務を統括する具体的な責任者を市として確実に把握できる管理体制を整えとともに、当該責任者の交代が生じた場合の市への報告義務や、後任者を明確にしておくべきである。 また、引継ぎ業務を円滑に進めるためにも、仕様書や契約書に、委託事業者がシステムに関する詳細なマニュアルを作成してこれを市と共有する義務を負う旨を盛り込むべきである。	令和7年度においては、委託業務の開始時に引継業務を統括する責任者を確認し、当該責任者と定期的に打合せを行い、業務体制の変更があった場合、市が把握できる管理の仕組みを整えている。 また、円滑な引継ぎを行うため、仕様書にシステム移行等に必要な構成要素を提供するよう、あらかじめ定めている。 （地域協働局）	措置済
〔意見48〕効果測定の客観的な検証方法の必要性 市は、K O B Eシニア元気ポイント事業の効果測定の検証にあたっては、一般的な文献に依拠するのではなく、本事業への参加が活動性の低い高齢者にもたらす具体的な効果について、アンケート内容や調査手法を改善し、より厳密かつ客観的に検証を行うための計画を策定、実施するべきである。	活動者アンケートの精査に加え、活動団体や施設などへのアンケートにおいても事業に関する設問内容を追加するなど、アンケート内容や調査手法の改善検討を行う。 （地域協働局）	措置方針
〔意見49〕目標登録者数の未達成と活動障壁への具体的対応策の検討 市は、登録者数の目標達成に向け、未登録者や非活動登録者の活動参加を阻む具体的な障壁（特に交通費）を解消するため、活動場所の分散化だけでなく、例えば、交通費負担を軽減するための直接的な支援	活動者を対象に令和7年3月に実施したアンケート調査を分析したところ、「活動場所が遠い」「行いたい活動がない」といった活動参加の障壁が確認された。 これを受け、令和7年9月から	他の方法で対応

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
を検討するほか、新たな活動カテゴリーの創設など実効性のある施策を検討し、実行するべきである。	学校園を、同10月から地域活動を対象活動に加えることで、活動者が身近な場所で希望する活動を選択できる環境を整備した。 また、令和8年1月より、新たなポイント交換先について、現金に加えて、電子ギフトにも交換可能とすることで、活用の促進を図った。 （地域協働局）	
〔指摘事項5〕委託料経費精算の透明性確保の必要性 市は、委託料の精算プロセスにおいては、委託契約書のとおり実費精算を徹底するべきであるし、仮に定額精算を行うのであれば、定額で計上されている項目の算定根拠や定額での合意内容を委託契約書か覚書等の書面に残して明確化することで、経費精算の透明性と適正な会計処理を確保するべきである。	令和7年度から、委託料のうち実費精算する部分を委託契約書に明示し、年度末に受託者から精算書を受領した後、市で審査のうえ精算を行うことで、適正な会計処理を確保した。 （地域協働局）	措置済
2 地域貢献相談窓口		
〔意見50〕地域課題の全市的な共有と区役所間の横断的な連携強化 市（地域協働局及び福祉局）は、地域貢献相談窓口が把握した相談事例や地域課題を、各区役所の保健福祉課と地域協働課間で恒常的に共有する仕組みを強化し、これにより得られた情報やノウハウを、全区的な施策へ反映させるための仕組みを確立するとともに、区役所間の横断的な情報共有を促進するべきである。	各区役所の保健福祉課・地域協働課の意見も聞きながら、地域貢献相談窓口に蓄積されたノウハウやネットワークを活用するための取り組みを、令和8年度中に開始する。 （地域協働局）	措置方針
第6 文化スポーツ局		
1 市が実施する高齢者向けスポーツ事業		
〔意見51〕高齢者向けスポーツ活動における福祉局との連携強化 文化スポーツ局は、高齢者の介護予防及びフレイル対策の実効性を高めるため、福祉局と連携し、高齢者が積極的に楽しんで参加できるスポーツ活動を強化、拡充することが望ましい。特に、競技性の低い種目を主体としたスポーツ大会等の企画、開催を検討することが望まれる。	費用対効果や持続可能性についても留意しつつ、どのようにすれば、当局の実施する生涯体育大学の仕組みを活かし、高齢者の介護予防及びフレイル対策の実効性を高めることができるのか、福祉局と検討を行っている。 （文化スポーツ局）	措置方針
第7 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会		
1 地域ケア会議		
〔意見52〕地域ケア会議の議題と現実の地域課題との齟齬の検証と解消に向けた取組 市は、各区地域ケア会議の議題が現実の地域課題に即したものになっているか検証し、取組テーマの多様性を確保するような仕組みを構築するべきである。	あんしんすこやかセンター圏域で実施した地域ケア会議から区レベルの地域ケア会議へ課題を集約する仕組みにおいて、多様な地域課題に対して優先順位をつけながら取り組んでいるところである。 引き続き、区地域ケア会議にお	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	いて地域の多様な課題に取り組めるよう、仕組みづくりを検討する。 (福祉局)	
〔意見53〕市と市社会福祉協議会との定期的な意見交換の場を設けること 市と市社協は、市社協が日頃の現場実践から感じる課題やあるべき政策について協議し、市社協から政策提言を受ける機会を定期的かつ具体的に設けるべきである。	地域福祉事業の展望や課題等について、市と市社協が意見交換する場を新たに設け、令和8年3月に第1回意見交換会を開催した。今後も定期的に実施していく。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
2 つどいの場合支援事業		
〔意見54〕より効果的な事業の推進 市及び市社協は、つどいの場合事業について、地域の特性、特有の課題を踏まえ、必要とされるところに、必要とされる支援が行き届いているか、そのような視点をもって、現状、課題等の把握、報告に努め、事業をより効果的に推進していくべきである。	より効果的に事業を推進するため、課題の把握や報告方法などについて、市と市社会福祉協議会とで検討していく。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置方針
〔意見55〕補助申請団体に対する支援の方法見直し 市社協は、なるべく補助事業者において、申請書や実績報告書など要綱どおりに書類を作成、提出させるべきである。	補助申請団体が自立し申請・報告書の提出ができるように、様式変更も視野に入れながら市と検討していく。 (神戸市社会福祉協議会)	措置方針
3 高齢者安心登録事業		
〔意見56〕仕様書に従った報告の履行 市社協は、仕様書どおりの報告を履行するべきである。 市は、市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、仕様書どおりの報告を履行させるべきである。	令和8年度より市が市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、市社協は仕様書どおりの報告を履行することとした。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
4 認知症カフェ事業		
〔意見57〕「こうべオレンジカフェ」の運用の適正化 市は、「こうべオレンジカフェ」に登録されている運営主体の中で、開催実績がなく、要綱で定められている実施報告書の提出もない、登録要件に適合していない運営主体については、要綱にしたがって登録取り消しを含めた適正な措置を講じるべきである。	登録要件に適合していない運営主体については、要綱にしたがって、登録廃止を含めた適正な対応を進める。 (福祉局)	措置方針
〔意見58〕仕様書に従った報告の履行 市社協は、仕様書どおりの報告を履行するべきである。 市は、市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、仕様書どおりの報告を履行させるべきである。	令和8年度より市が市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、市社協は仕様書どおりの報告を履行することとした。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
5 若年性認知症研修業務		
〔意見59〕仕様書に従った報告の履行 市社協は、仕様書どおりの報告を行うべきである。 市は、市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、仕様書どおりの報告を履行させるべきである。	令和8年度より市が市社協に求める検討、報告事項を具体的に仕様書に定め、市社協は仕様書どおりの報告を履行することとした。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
6 友愛訪問活動事業		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔指摘事項6〕助成の使途の確認方法の見直し 市社協は、ボランティアグループ運営費の助成について、支出証憑、台帳などにより、使途を確認するべきである。	ボランティアグループに過度な負担を与えないよう、証憑等の提出を求めている。 （神戸市社会福祉協議会）	措置方針
〔意見60〕友愛訪問活動における制度設計の見直し、情報連携、補完、代替 市及び市社協は、友愛訪問活動事業について、単身高齢者の見守り活動を、多面的な視点で整理、見直し、情報連携するとともに、単身高齢者へのサービス全体を俯瞰し、見守り活動を補完、代替する制度設計も検討するべきである。 例えば、より具体的には、①ICTによる自宅内での見守りの活用推進によるマンパワー不足の補完、②市営住宅においては建築住宅局所管の市営住宅の指定管理者による見回り活動との情報連携、役割分担による見守り活動重複の回避とそれによるマンパワーの適所配置の推奨、③民間賃貸マンション、アパートにおいては建築住宅局や同局所管の居住支援協議会とも協議を行ったうえで賃貸人側による単身高齢者の見守り活動の奨励、推進、補助の検討、④訪問介護、看護サービス関連事業者との情報連携による見守り活動の適切な住み分けによる見守り活動のさらなる適所配置の推奨等により、民生委員及び友愛訪問ボランティアによる見守り活動をより有効かつ必要な先にフォローできる体制、仕組みづくりを進めるとともに、これを補完、代替する制度設計も検討するべきである。	令和8年度以降、高齢者見守り調査事業および民生委員・児童委員の見守り活動の方針検討を行う予定である。 友愛訪問ボランティアは、民生委員・児童委員の訪問活動をサポートする役割を担っているため、民生委員・児童委員の見守り活動の方針に連動して、友愛訪問ボランティア活動の位置づけやその役割も変わってくる。 見守り活動の方針を見定めた上で、友愛訪問ボランティアに期待することについて議論していく。 市営住宅における見回り業務との連携については、民生委員・児童委員および友愛訪問ボランティアの見守り活動との情報連携が円滑に進むよう、建築住宅局を通じて指定管理者へ働きかけていく。 民間賃貸住宅における単身高齢者の見守り活動は、民生委員や友愛訪問ボランティア、居住支援法人等により実施しているところである。一方で賃貸人側による見守り活動を奨励することは、入居者のプライバシー保護や、賃貸人（大家・管理会社）の業務負担の観点から、一律に強制することは困難と考える。また、大家相談窓口等において、ICT見守り機器の導入事例の紹介や、賃貸人が直接家賃を徴収しコミュニケーションを図る事例紹介を行うなどの支援に引き続き取り組む。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	措置方針 他の方法で対応
7 安心サポートセンター権利擁護相談事業		
〔意見61〕仕様書に従った業務日報の作成 市社協は、仕様書どおりの報告を履行するべきである。 市は、市社協に対し、仕様書に従った業務日報の作成、提出を求めるべきである。	市は、市社協に求める委託契約における報告事項について、令和8年度の仕様書の精査を行い、効果測定や事業展開のための分析に必要な情報を取得するものとして	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	相談経路や相談対象者の状態など項目・属性毎の「月単位で集計した相談件数」と規定した。 市社協は、上記仕様書を確認し、令和8年度からはその仕様書どおりに履行することとした。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	
8 日常生活自立支援事業 〔指摘事項7〕日常生活自立支援事業の利用を拒否する利用者に対する支援 市社協は、日常生活自立支援事業による金銭管理支援を受ける本人が、同事業による金銭管理を拒否する意思を明確に示している場合、利用者の意思、判断能力、収支状況等を総合的かつ慎重にアセスメントし、契約継続を強いることなく適切な支援につなげるべきである。 市としても成年後見制度に係る市長申立の適切な運用を含めたトータルな福祉政策のなかで、市社協に対し上記のとおり指導し、他の方法による適切な支援について市社協とも協議しながら支援を進めるべきである。	市社協は、日常生活自立支援事業による金銭管理支援を受ける本人が、同事業による金銭管理を拒否する意思を示している場合、本人の意思を確認するカンファレンスを実施し、事業運用審査委員会での弁護士等第三者の助言も得ながら、慎重に総合的な判断を下して、契約継続・解約・他の支援策（成年後見制度を含む）の提案等を実施する等、慎重なアセスメント及び適切な意思決定支援を行っている。 監査指摘事項を踏まえ、令和8年2月17日、関係職員に、会議の場で、監査指摘事項を示し、改めて慎重なアセスメント及び適切な意思決定支援を行うよう周知徹底した。また、定期モニタリング時に必ず法定後見制度への移行の必要性について検討し、必要に応じて成年後見制度利用促進員と対応を検討することとした。市としても、市社協が適切に対応しているか引き続き注視し、必要に応じて協議を行いながら、事業利用者へのニーズに応じた総合的な福祉支援につなげていく。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	措置済
9 神戸市成年後見支援センター運営事業 〔意見62〕中核機関としての個別支援コーディネートのさらなる強化 市は、市成年後見支援センターが、第二期成年後見制度利用促進計画に示された中核機関として、個別のケースの支援方針や候補者に適した専門職を検討、助言し、成年後見制度を必要とする市民を確実に成年後見人等選任までつなげることができるよう、予算及び人員配置等所要の体制整備を行うべきである。	中核機関は、令和8年度予定の民法等（成年後見等関係）と社会福祉法の改正で、法的位置付けや役割が明確化されることが想定されている。市成年後見支援センターが、中核機関として、地域連携ネットワークの中で、個別支援コーディネートをさらに強化できるよう、申立支援と受任調整のあり方を検討する。	措置方針

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔意見63〕権利擁護事業に寄せられる相談に法律問題が含まれる場合の対応 市社協は、安心サポートセンター、成年後見センター、成年後見制度の利用手続相談室に寄せられる相談の中に法律問題が含まれる場合、弁護士又は司法書士相談を案内するよう徹底するべきである。	(福祉局) 令和8年2月に相談対応マニュアルを作成し、職員研修を実施した。マニュアルをもとに相談ごとのつなぎ先を確認するとともに、遺言・相続などの法律相談は弁護士又は司法書士による専門相談の利用をすすめるよう改めて周知した。 (神戸市社会福祉協議会)	措置済
〔意見64〕仕様書に従った業務日報の作成 市社協は、仕様書どおりの報告を履行するべきである。 市は、市社協に対し、仕様書に従った業務日報の作成、提出を求めるべきである。	市は、市社協に求める委託契約における報告事項について、令和8年度の仕様書の精査を行い、効果測定や事業展開のための分析に必要な情報を取得するものとして相談経路や相談対象者の状態など項目・属性毎の「月単位で集計した相談件数」と規定した。 市社協は、上記仕様書を確認し、令和8年度からはその仕様書どおりに履行することとした。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
10 安心サポートセンターにおける権利擁護法律相談と成年後見支援センターでの成年後見制度専門相談事業		
〔意見65〕相談対象の整理 市と市社協は、協議をした上で、市社協が行う、安心サポートセンター権利擁護相談事業における権利擁護法律相談、成年後見支援センターの運営業務における成年後見制度専門相談について、それぞれ相談対象、内容を整理するべきである。	令和8年度委託契約より、相談対象を、安心サポートセンターの権利擁護法律相談は「判断能力が不十分である方の権利侵害や財産管理等に関する専門相談」、成年後見支援センターの成年後見制度専門相談は「成年後見制度に関する専門相談」、と整理した。 これに伴い、委託契約仕様書で明確に規定し、必要な経費を適切に計上する。 (福祉局・神戸市社会福祉協議会)	措置済
11 会計（委託契約における一般管理費の計上について）		
〔指摘事項8〕委託契約における間接経費の計上方法のルール明確化 市は、委託契約における委託先業者が計上する支出経費について、一般管理費のような間接経費の計上方法について、算定方法や上限額などのルールを明確にするべきである。	市社協への委託は、複数の部局から行われているため、各事業の一般管理費等の間接経費の計上の有無や算定方法等を確認し、市内部で考え方を統一するために適切な計上のルールを検討していく。 (福祉局)	措置方針
12 会計（補助金事業、委託契約における人件費の計上について）		

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔指摘事項9〕適正な費用の計上 市と市社協は、市からの各委託事業や補助金事業について、当該事業に要する適正な人件費を計上すべきである。	市社協各事業の人件費について、事業実態を反映した合理的な負担割合により人件費を按分し、担当職員が従事した各事業へ適正に計上するよう検討する。 （福祉局・神戸市社会福祉協議会）	措置方針
第8 一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団		
1 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）		
〔指摘事項10〕センター事業実績報告書の正確な記載 本財団は、市に提出するセンター事業実績報告書について、精算の可否を客観的に判断できるよう、支払を受けた委託料の執行額を正しく記載すべきである。 市（福祉局）は、同報告書の確認を適切に行うべきである。	今後、実績報告にあたり、委託料を踏まえたセンター事業執行額を正確に記載していく。 （神戸在宅医療・介護推進財団） 令和7年度事業実績報告書より、執行額の記載が正しく行え、且つ確認がしやすくなるよう様式の欄を見直した。 （福祉局）	措置済
〔意見66〕委託料の見直しに向けた検討 市は、あんしんすこやかセンターの安定かつ継続した運営を確保するため、あんしんすこやかセンターの委託料について、受託事業者と協議のうえ委託料の見直しに向けて検討することが望ましい。	令和8年度より、委託料の増額を行う。 （福祉局）	措置済
〔意見67〕認知症高齢者等声掛け訓練の継続実施 市は、3年に1回の頻度で実施されている認知症高齢者等声掛け訓練について、継続的な実施に向けて実施状況を見直すことが望ましい。	令和9年度へ向けて、関係部署などと協議のうえ、実態を把握し、認知症高齢者等声掛け訓練のあり方を検討する。 （福祉局）	措置方針
〔意見68〕あんしんすこやかセンターの取組の情報共有 市は、各あんしんすこやかセンターで独自に取り組まれている内容を他のあんしんすこやかセンターに周知、情報共有する機会や手段の見直し、改善に向けて検討することが望ましい。	各あんしんすこやかセンターの取り組みについては、すでに集約したものを全センターへ共有する仕組みを有しており、特によい取り組みについては研修の場で発表する機会も設けている。 （福祉局）	措置済
2 医療介護サポートセンター事業		
〔意見69〕コーディネーターの配置状況の見直し 市は、各医療介護サポートセンターに配置されているコーディネーターの配置人数について、各医療介護サポートセンター一律2名という現在の配置状況を見直すとともに、区を超えた協力、連携体制の構築（場合によってはセンターの統合と広域化も含む）に向けて検討することが望ましい。	医療介護サポートセンターにおいてコーディネーターの欠員が生じたことを契機として、周辺の複数の地域間で相互に応援・協力体制が構築され、業務の円滑化にもつながった例もあることから、区を超えた連携体制の構築やコーディネーターの配置人数について医師会・財団とともに引き続き検討していく。 （健康局）	措置方針

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
[意見70] 仕様書に従った業務の遂行 本財団は、シンポジウムの開催にあたって、仕様書に従って業務を遂行するべきである。 市は、本財団に対し、実績報告書の提出を求めることも含め、仕様書どおりの報告を履行させるべきである。	財団に対し、仕様書に基づき、適切に業務を遂行するよう指導を行い、令和7年度分の実績報告書については、すでに受領及び履行確認を終了している。また、再発防止策として、今後は仕様書に提出期限を明記し、履行確認体制の見直しを行っていく。 （健康局・神戸在宅医療・介護推進財団）	措置済
[意見71] 事例検討会の実施状況の見直し 市は、医療介護サポートセンター事業の受託者である神戸市医師会や本財団と協議のうえ、事例検討会の実施を仕様書に定める等事例検討会の実施の充実化に向けて検討することが望ましい。	サポートセンター事業では、現在研修の手法として、事例検討会を実施しているが、仕様書への必須化など事例検討会の充実化については医師会や財団と協議の上、検討していく。 （健康局）	措置方針
3 キュア神戸		
[意見72] 情報共有の仕組みの発展 市及び本財団は、キュア神戸における情報共有の仕組みを発展させていくにあたり、情報入力にあたっての会員の事務負担の軽減に配慮することが望まれる。	事務負担の軽減の観点から、情報入力の内容を精査するとともに、効率的な情報共有の方法について検討していく。 （健康局・神戸在宅医療・介護推進財団）	措置方針
[意見73] 会則の定めに則った総会の開催 本財団は、会則の定めに則って、年に1回、総会を開催するよう、キュア神戸の運用を改めるべきである。	令和8年度からは、決議事項の有無に関わらず、対面もしくはWebにて総会を開催し、事業の進捗状況や計画について会員に報告するとともに、意見交換を行うよう運営を改める。 （神戸在宅医療・介護推進財団）	措置方針
[意見74] 研修アンケートの実施、活用 本財団は、キュア神戸の運用にあたり、研修を実施する際には、出席者に対してアンケートを行い、将来の研修内容はもとより、キュア神戸の運営や施策に活かしていくべきである。	令和7年12月16日に開催した医療・介護従事者向けシンポジウムでは、参加者に対してアンケートを実施した。 アンケートでの今後の研修テーマに関する要望を踏まえた研修会を令和8年度に開催することとしている。 今後実施する研修会においてもアンケートを実施し、キュア神戸の運営や施策に活かしていく。 （神戸在宅医療・介護推進財団）	措置済
4 認知症初期集中支援事業		
[意見75] 再委託の廃止検討 市及び本財団は、オレンジチーム事業について、支援業務の再委託をやめることを検討するべきである。	令和8年度以降の事業の方向性を検討する中で、過去の実績や再委託の合理性などの観点から、再委託のあり方について関係機関と	措置方針

令和7年度包括外部監査（監査対象：福祉局ほか）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	調整を行っていく。 （福祉局・神戸在宅医療・介護推進財団）	
5 住宅改修助成事業 〔意見76〕受託費用の算定方法の見直し 本財団は、市に請求する委託料を算出するに際し、作業療法士の人件費の算定基準を改めるべきである。	令和8年度の契約にあたり、市の委託料の算定にかかる作業療法士の人件費の算定基準について、委託料の適正な算出、内訳の明瞭性の確保という観点から改めた。 （神戸在宅医療・介護推進財団）	措置済